

作成日 2023 年 4 月 4 日  
(最終更新日 2023 年 4 月 4 日)

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2023-1-043

課題名：前鋸筋面ブロックの有効性に関する後ろ向き観察研究

### 1. 研究の対象

これまでに当院で全身麻酔下に手術を受けられた方の中で、手術前後に前鋸筋面ブロックを受けられた方

### 2. 研究期間

2023 年 4 月 (倫理委員会承認後) ~2026 年 3 月

### 3. 研究目的

胸部手術の術後鎮痛には様々な方法がありますが、この研究では、その中でも血液をさらさらにする薬を服用されている患者様などに多く用いられる前鋸筋面ブロックという末梢神経ブロックについて注目しています。この神経ブロックは、心臓手術の術後鎮痛などにも応用できる可能性があり、現在様々な方法でその有効性が研究されています。本研究の目的は、手術前後に前鋸筋面ブロックを施行された患者様の臨床効果や合併症、術後の経過を調査することで、前鋸筋面ブロックの有効性を検証します。

### 4. 研究方法

既に終了した手術および麻酔を対象とするため、新たな介入 (治療、投薬など) は行われません。

研究担当者が、対象となる患者様の手術麻酔記録および電子診療記録から、実際に受けた前鋸筋面ブロックの種類、術後経過、痛みスコア、合併症などを調査します。実際に受けた神経ブロックの種類による、手術後の状態の違いを比較し、検証します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：年齢、性別、病歴、痛みスコア、合併症の発生状況、カルテ番号等。

試料：なし

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし。

## 7. 研究組織

本学単独研究。

## 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

研究責任者、および照会先または研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1

東北大学病院麻酔科

熊谷道雄

TEL：022-717-7321

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合